

IFRS 第9号の強制発効日 IASB スタッフ・ペーパー（Agenda Paper 1A）

■ ペーパーの目的

IFRS 第9号の強制発効日に関して、「発効日及び移行措置に関する意見募集」及び公開草案「IFRS 第9号の強制発効日」に寄せられたフィードバックの概要を紹介する。11月7日 IASB 会議で検討された。

■ フィードバックの概要

「発効日及び移行措置に関する意見募集」の主要コメント

- MoU の主要プロジェクトのいくつか又はすべてと同時に適用できるように、IFRS 第9号の強制発効を2015年1月1日以後開始する事業年度より前にすべきでない。基準公表日から、最初の比較期間との間に少なくとも3年の猶予を設けるべき。
- IAS 第39号置換えプロジェクトのすべてのフェーズを同じ発効日とすることが、費用対効果が最も高い（保険契約、収益認識、リースプロジェクトとも合わせるべきとの見解もあった）。

公開草案「IFRS 第9号の強制発効日」

- 強制発効日の延期に全員が賛成。ただし、リードタイムのあり方や他のフェーズとの関係については、次のような限定や示唆があった。
 - (a) 回答者の多くは、IAS 第39号置換えプロジェクトのすべてのフェーズを同時に移行することができるようにすべきとした。回答者の一部は、次のような条件も加えた。
 - (i) 他のフェーズが遅れた場合には、さらに発効日の延期を検討すべき。
 - (ii) 追加の延期を避けるため、迅速に他のフェーズを完了すべき。
 - (iii) 強制発効日は、すべてのフェーズが完了したときに設定すべき。
 - (b) 回答者の多くは、IFRS 第9号の強制発効日は、保険契約プロジェクトの強制発効日を考慮すべきとした。一部の回答者は、保険契約プロジェクトが遅れる場合にまで、両者の発効日を揃える必要はないとしたが、両者の発効日を揃えることは極めて重要とする回答者もいた。
 - (c) 回答者の一部は、IFRS 第9号の強制発効日を他の主要プロジェクトの発効日に揃えるべき（すなわち「単一日」アプローチ）との見解であった。
 - (d) 最後のフェーズの基準の公表から強制発効日までのリードタイムについて、1年から4年までの見解があったが、3年との回答が中心的。
- 実務上の適用以外の観点でIASBが検討すべきとして提起した論点には以下があった。
 - (a) 発効日の延期に伴う問題を悪化させないため、金融商品プロジェクト、保険プロジェクトによる基準が提案の強制発効日で同時に強制適用されるように、IASBは着実にプロジェクトを進めるべき。

- (b) EU は、IAS 第 39 号置換えプロジェクトのすべてのフェーズが完了したら IFRS 第 9 号を承認する意向なので、EU の承認について考慮すべき。
- (c) IFRS 第 9 号の強制発効をプロジェクト完了の何年後とするのではなく、強制発効日を設定し、プロジェクトがさらに遅れた場合にはそれを見直すこととすべき。

■ スタッフ提案

IFRS 第 9 号（2009 年版）と IFRS 第 9 号（2010 年版）の強制発効日を 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とし、金融商品の他フェーズにおいてこの強制発効日の見直しを行う。早期適用は引き続き許容する。

スタッフ提案の理由

- IAS 第 39 号置換えプロジェクトの他フェーズ（減損、ヘッジ）、保険プロジェクトが完了しておらず、フィードバックも、延期に反対はなかった。
- すべてのフェーズを同時に適用することにはやむを得ない理由があり、そうしたアプローチの追求は今まだ意味がある。公開草案の提案（2015 年 1 月 1 日以後開始事業年度）の場合、遡及適用を求めない（Agenda Paper 1B の提案）とすれば、3 年のリードタイムをとれる。
- しかし、プロジェクト全体が完了していない中で、必要なリードタイムの決定するのは早すぎるかもしれない。他のフェーズでさらなる情報が得られる可能性もある。

■ IASB 暫定決定

IFRS 第 9 号（2009 年版）と IFRS 第 9 号（2010 年版）の発効日を 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とする（「金融商品の他フェーズにおいてこの強制発効日の見直しを行う」との表現を追加することは見送られた）。早期適用は引き続き許容される。

以上